第一次訴訟　裁判の意義

裁判をする意義について爆同機関誌第74号(昭和52年4月17日号)には次のように書かれています。

【厚木基地から爆音を無くし、静かで平和な環境を取り戻すため､昭和35年7月以来16年間「基地の撤去」を目標とし、この間「厚木飛行場の飛行規制協定」「大和市に基地対策協議会の設置」「基地白書の発刊」「イーストキャンプの返還」「テレビ受信料の全域半額免除」「公共施設(学校･病院など)の防音工事」など、運動・闘いを通じてけして小さくない成果を上げて参りました。しかし、国は依然として厚木基地を東アジアにおける戦器行動基地として横須賀基地との関連性をますます高めるなかで、昭和48年12月には海上自衛隊第四航空部を主力とする1,500名35機の空軍部隊の強行移駐を完了させ、同時にミッドウェーの米艦載機の訓練･出動基地として強化･固定化を図りつつあります。そればかりか、昭和49年6月には新周辺警備法を強行採決でもって国会で成立させ、「騒音線引き」によって､住民の立ち退き区域の拡大と、基地反対、生活環境の取り戻しを願う住民の声、運動を圧殺しようと企図しています。一世帯一室の防音工事を国の負担で行うことにより、いかにも住民のかゆいところへ手をさしむけるポーズをとりながら、飛行規制協定の空文化を狙い、この厚木基地を日米共同作戦の牙城とし、軍事中枢基地への飛躍的固定化を進めようとしています。従って私たちは残された最後の手段、国民として法の保護を受ける立場で(1)午後8時から朝8時までの深夜飛行及び地上音(エンジンテスト)の禁止(2)過去及び将来爆音被害が無くなるまでの損害賠償の請求、を訴訟争点とした裁判をすることを決意したいと考えます。大阪空港に引き続いてこの裁判によって夜間の飛行及び地上音が禁止されれば、大和市民のすべてに静かな夜が訪れ、賠償が認められればすべての被害住民が国に対して同様の賠償を求めることが出来るようになり、そして私たちの街と生活を破壊し続けてきた基地公害に大きく歯止めをかけることになります。もとより、私たちは子どもや孫のためにも目標とする基地撤去については､基地をなくすまで闘い続けることは従来と変わりなく、運動を強めるとともに裁判で勝利することを確信し、会員の意思疎通、組織の統一を図るため役員、会員が一枚岩の団結に向けて日常活動を高めて参りたいと考えます。】